

1 攬勝亭庭園の現地確認を終えて（要旨）

いただいた史資料や現地確認からは、現在の庭園が江戸時代からどの程度変わっているのかわかりませんでした。

庭園が造られた時期がある程度わかっていて、現在までの改修の履歴を追うことができれば「文化財庭園」として評価することが可能です。しかし、攬勝亭の庭園の場合、江戸時代の様子が具体的にわかる史料がなく、また実際に現地を見ても江戸時代に造られた部分がどの程度残っているのかわかりませんでした。攬勝亭の庭園の場合は何度か所有者が変わっており、特に江戸時代の具体的な様子がわかる史料が確認されていません。全国のほかの庭園では、今後の保存のために前の所有者から次の所有者にその庭園に関する史資料が引き継がれた事例もありますが、ここでは古い具体的な史資料が確認されておらず、そのような状況から、現時点では「江戸時代に造られた庭園」として内容を評価するのは難しいと考えます。

近代以降の状態については、近代に撮られた写真と変わっていない部分が確認でき、一定の評価はできると思います。資料から、近代以降も石碑が設置されたり、また大正末期から昭和初めに所有された森氏は建物の増築や庭園の整備をしたりして、大切にされていたことが理解できました。しかし、近代の庭園はほかの地域にも数多くありますので、全国的な観点から見た場合、現在確認されている史資料では不十分で、もっと詳細な史資料の調査などの結果を見ないと、内容を判断することができない状況と言わざるを得ません。

一方、攬勝亭の庭園が江戸時代からここに存在していることは間違いなく、会津若松市の歴史にとって大切な場所であることに変わりはないと思います。

2 記者からの質問

A 宅地化されることについて

調査官：庭園や建造物は所有者さんの意思がないと保存するのは難しいのが現実です。庭園や建造物は維持管理に相応の費用がかかりますので、会津若松市の文化財保護施策としても判断は難しいと思います。

B 会津の三庭園の一つが壊されることについて

調査官：所有者さんの意向が尊重されますので、たとえ行政側が指定を検討しても、所有者さんに同意してもらえなければ、実際に話を進めていくことはできません。

C 近世の庭としての指定は難しいか

調査官：絵図など当時の具体的な史資料がないと「文化財」の庭園と考えることは難しいと思います。

近代以降の状態については、一定の評価ができると思います。しかし、全国的な観点で考えた場合、建物がほぼすべて残っているとか、改修の履歴がわかっているとか、そういうことであれば検討できると思いますが、調査もされておらず、残されている資料も少ないので難しいと感じました。

D 庭を後世に伝えるためには

調査官：図面や写真などを記録として残すことが考えられますが、会津若松市の方で考えていただくことかと思います。

E 今回の訪問の意味

調査官：会津若松市に要請され、現地の確認を行いました。

F 中世以前の遺跡も含めて発掘調査が必要なのでは

調査官：江戸時代より前の何らかの遺構が確認されたとしても、それは庭園ではなく別の性格の遺跡ということになり、庭園の保存とは別の話になってしまうと思います。